

新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言発令期間中の対応について

新型コロナウイルスの対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。新型コロナウイルスは高齢者や基礎疾患等持病のある方が重症化することを考慮し、下記の通り対応いたします。センター会員並びに発注者の皆様の健康と安全を確保することを最優先に事業を推進してまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

《発注者の皆様へ》

■就業について

会員より就業辞退又は中断の申し出があった場合、同会員又は交代会員によって業務を再開するまで、猶予期間を頂く場合がございます。ご理解頂けますようお願い申し上げます。

■一時的な業務内容の変更について

就業時間及び就業内容の変更がありましたら、事務局までご相談ください。

《会員の皆様へ》

■就業に関する問い合わせ

各就業先で対応が異なります。就業内容に変更がある場合は、事務局から随時連絡をしております。

■検温の実施及び体調管理の徹底

就業前に必ず検温し37.5℃以上ないこと、風邪等の症状がないことを確認してください。体調がすぐれない場合は無理をせずセンターに連絡をお願いいたします。万が一センター閉所日の場合は緊急対応として発注者様に連絡をし、センター開所時に必ずご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- ※1、就業に関して不安を感じている方は、遠慮なく事務局までご相談ください。
- ※2、マスクや消毒液が入手困難な状況が続いておりますが、体調管理に留意し無理をされないようお願い申し上げます。
- ※3、万が一、ご家族や親しい方々で新型コロナウイルス感染者が発生してしまいましたら、速やかにセンターへ報告をお願いいたします。

ご不便おかけし申し訳ございませんが、諸事情をご高察の上、なにとぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。